

純粹理性批判における

人間認識の超越論的構造

山下一道

序論

「純粹理性批判」が、人間理性の「特殊な運命」(das besondere Schicksal)を語ることから始まる如く、カントを駆って批判へと赴かしたものは、純粹理性の二律背反の問題であった。人間の認識能力をあらかじめ批判することなき独断的形而上学に対して、理性能力一般を、その源泉、範囲及び限界について批判することによって、「人間の本性(die menschliche Natur)にとって無関心たりえない対象(形而上学)(AⅣ)の認識から理性の運命を救おうとしたカントは、我々の理論的認識を可能的経験の世界、すなわち、我々のア・プリオリな認識能力に対して、対象が我々に現われる限りの現象界に制限し、他方、「学としての形而上学」は、その対象が経験において認識され得ない故に不可能であるとしつつも、「素質(Naturanlage)としての形而上学」は、実践的見地において、経験の限界をこえ叡知的世界への超出が許されることによって可能であるとした。所謂「信仰に余地を与えるために、知識を制限しなければならなかった」。(BXXX)とカントが語る所以である。

さて、「人間認識の超越論的構造」と題する本論文の意図は、批判によって明らかにされた認識構造を解明することにある。それ故、差し当って先づ、「批判」の意味を明らかにしておかねばならない。カントによる理性能力一般の批判とは、「一個の学たる確実な歩み」をたどっている数学、自然学における「思考法の変革」(die veränderte Methode der Denkungsart)(BⅩⅧ)を手引きとして、これら諸学においては、ア・プリオリな認識が経験的認識の先行的理解として存することを見出すことにより、「或るものを絶対的にア・プリオリに認識する諸原理を含む純粹理性」(B24)において、その諸原理が形成するア・プリオリな認識を、経験的認識の先行的理解をなすかぎりのものへと分かつことであり、これが、純粹理性批判の意味である。従って、認識を判断とするカントにあって、このア・プリオリな認識を「ア・プリオリな総合判断」— 主語・述語の結合が、同時に経験的認識に先行し、主語の示す対象が我々の可能的経験の対象として経験される地平をあらかじめ与える判断 — として規定することにより、この判断の内的可能性の解明が、批判を導く中心課題となる。そして、この「ア・プリオリな総合判断」の内的可能性を明らかにする研究を、カントは「超越論的」(transzendent)と名づける。「対象に関する認識ではなく、むしろ我々の、対象に関する認識の仕方が、ア・プリオリに可能である限り、一般にこの認識の仕方に関する一切の認識を超越論的と名づける」。(B25)今や、本論文の課題を一層明確に規定することができる。「人間認識の超越論的構造」とは、経験的認識において、対象をその現実存在に関して産出しえず、どこまで

も与えられねばならない人間理性にとって、その対象が我々の認識の対象となるためには、その対象性に関して、ア・プリオリに規定的なるものが先行し、対象性の地平が形成されることによって可能となるという構造である。従って「ア・プリオリな総合判断」の可能性を与えるこの純粋認識の内的構造を明らかにすることが本論文の課題である。以下、私は本論を次の順序で展開する。先づ、第一、第二章において、純粋認識の要素をなす純粋直観と純粋悟性概念を考察し、更に、第三章では、それらがなす純粋認識の内的構造を明らかにする。そして、構想力と悟性の関係を考察し、産出的構想力 (die produktive Einbildungskraft) と純粋悟性が、対象性の地平を形成する純粋図式と純粋悟性原則を与えることにより、これらが「一切の経験的真理に先行して、これを可能ならしめる超越論的真理」(B 185) として、経験を予料しうることを第四章において明らかにする。

第一章

純粋直観とそのア・プリオリ性

カントは、人間認識の全く異なった根本能力として、対象の存在に依存し、その触発によってのみ表象能力が生じる受容性 (Receptivität) としての感性 (Sinnlichkeit) と対象を認識の対象、すなわち客観 (Objekt) として定立すべく思惟において自発性 (Spontaneität) としてはたらく悟性を見出した。対象の現実存在 (Dasein) を産出しえぬ有限な人間理性にとって対象は、どこまでも与えられねばならない。

そして、この対象との直接の媒介をなすのが直観である。「いかなる仕方であれ、いかなる手段を介してであれ、認識が対象に関係する場合、両者の直接の媒介をなし、すべての思惟が手段として目指すところのものは直観である」。(B 33) カントは、その作用を対象の触発に負うこの人間的直観を感性的直観、又、派生的直観 (intuitus derivativus) と名づける。

従って、すべての思惟は、結局対象が与えられる制約をなす感性に関係しなければならず、それによって、初めて認識が可能となる。

しかしながら、派生的直観として対象の触発に依存する我々の直観において、その触発の対象が、いかにして我々の認識の対象となるべく直観に於いて現象しうるのであろうか。

ここに、我々の直観の仕方において、対象の触発に依存しつつも、同時に直観において直観されるものをア・プリオリに直観する制約が明らかにされねばならない理由がある。この制約が解明されて、対象が直観に与えられる可能性が明らかになる。この派生的直観におけるア・プリオリな感性的制約とは、触発と共に、受容性の能力である感性の形式として与えられ、「現象の形式」又、同時に「直観の形式」として「感官あるいは、感覚の現実の対象がなくとも感性の単なる形式として心性の中に生ずる」。(B 35) 「純粋直観」としての「空間・時間」である。それ故、この派生的直観において、直観される現象の多様に先行し、それらをア・プリオリに一定の関係へともたらず「純粋直観」の解明は、「純粋認識」の可能性を開示する第一歩をなす。以

下、本章で私は、純粹直観としての空間・時間のア・プリアリ性を「形而上学的究明」を通して明らかにし、更に各々の関係を考察したい。

先づ、「空間」について。(i)空間は外的経験から抽象された経験的概念ではなく、ア・プリアリな表象である。けだし、諸対象が「互いに分離して」(auseinander)、又「並存して」(nebeneinander)あるものとして、更に異なった場所にあるものとして表象されるためには、空間表象が根底に存して初めて可能である。(B38)(ii)空間はあらゆる外的現象の根底に存する必然的なア・プリアリな表象である。すなわち、如何なる対象も存しない空間は思惟しえても、空間が存在しない表象は決して作ることができない。それ故、空間は外的現象の可能性の制約である。(B38~39)(iii)空間は「比量的」(diskursiv)一般概念ではなく「純粹直観」であり、感性的直観の純粹形式である。空間はただ一つの空間として表象され、種々なる部分空間はもっぱらこの唯一の空間の限定として与えられ、それに先立つ構成要素ではない。空間は唯一なる全体空間として与えられ、種々なる部分空間はその中で「同時的」に存在する。

(B39)(iv)空間は「連続量」(quanta continua)しかも、「無限に与えられた量」(eine unendliche gegebene Größe)として表象される。概念は「種々異なった無限に多くの可能的表象」(eine unendliche Menge von verschiedenen möglichen Vorstellungen)を「自らの下に」(unter sich)含む表象であり、直観は「種々異なった無限に多くの表象」を「自らの内に」(in sich)含むものである。この> unter sich <と> in sich <の区別は次の如くと考えられる。概念とその対象との関係は、普遍と特殊の関係との関係と考えられ、例えば「木」という概念の下に(unter sich)種々の木を思惟することができるが、その種々の木はそれぞれ個として完きものである。他方、直観においては、諸々の空間は、無限的な連続量としての唯一の空間の自己限定として、その中に(in sich)含まれて存在する。いわば全体と部分の関係である。それ故、直観の形式としての空間は、綜合を介して对象的に表象される「数量」(quantitas)を可能にする根源量(quantum)であり、根源的表象(die ursprüngliche Vorstellung)といわれる。(B39~40)さて、以上の究明において、外感(der äußere Sinn)を介して対象が表象される場合、対象は空間においてその大きさ、形態、相互関係の規定をうける。それ故、経験的直観の根底にア・プリアリな直観が存し、[(i)(ii)より]、更にこの大きさ、形態の規定はその対象の占めている空間を規定することによるが、その限定空間は、唯一の全体空間の中に与えられる[(iii)(iv)]ことが、示された。つまり、経験的直観の根底にア・プリアリな限定空間が存し、更に空間的限定を可能にする空間の空間性ともいうべき「直観の形式」としての空間が存するという構造である。「感性論」において、「空間・時間」は「直観の形式」としてのみ扱われており、対象性の地平をなす「空間・時間」は「直観の公理」としての「第一原則」に至って与えられるのであるが、ここで、あらかじめ量的なるものの2つの概念、「連続量、無限に与えられた量」(quantum)と同種のものの結合(Zusammensetzung)によって成り立ち、概念的綜合を含むものとしての「数量」(quantitas)の関係を考察しておきたい。

数量としての部分空間に、根源量としての全体空間は先立つ。が、この先立つということは、全体空間が対象的に与えられるというのではなく、部分空間が対象的に限定されて与えられる場合に常にそれらを自己の内に (in sich) あるものとして部分たらしめる仕方で与えるという意味である。更に根源量として無限に与えられるというのは、継起的綜合 (die sukzessive Synthesis) によって与えられるというのではなく、直観的に「与え」られうるいかなる有限な部分空間もそれが与えられる場合一つの根源的空間の中に与えられるということであり、この延長の無限進行を可能にする、量的限定を可能にする場として、「全体的・無限的」に与えられるが、どこまでも形式的制約としてである故、直観の「形式」といわれるのである。以上によって、純粹直観のア・プリアリ性と「直観の形式」の形式性、換言すれば、根源的受容性 (ursprüngliche Receptivität) (A 100) としての「形式」の意味が明らかになったと思われる。

対象は外的触発により与えられ、「外的直観の形式」としての空間は、対象との関係に於いて根源的であり、他方、外的触発によって与えられる対象の表象は、内感の規定として、その形式的制約たる時間規定のもとで我々の認識の対象となる故、「直観一般の形式」としての時間は、認識成立に関して空間より根源的である。以下、上述の観点から空間・時間の相違を明らかにし、更にその連関を考察して本章をしめくりたい。

内的直観の形式である時間は「形態にも位置にも属さず」(B 50) 内的状態の表象関係を規定するにすぎず、その場合、時間は「類推」(Analogie) により、時間継起を「無限に進みゆく一本の線」(eine ins Unendliche fortgehende Linie) (B 50) によって表象することにより、つまり空間化され「外的直観に即して表現される」(B 50) ことによって知られる。それ故、「物の可能性を、範疇の客観的実在性を示すためには、我々は常に単に直観をでなく、外的直観を必要とする」。(B 291) そして、この時間規定をうけるべき質料 (Materie) や経験的直観は空間中にあるものの「外的触発」に起因するのである。空間の重要性を示すものとして、更に第二版における「観念論駁」をとり上げよう。「私自身の現存在の単なる、しかし経験的に限定された意識は、私の外なる諸対象の現実存在を証明する」(B 275) という定理は、時間的内的経験が成立する前提として空間的外的経験の存在をとり出す。すなわち、私は自己自ら「私の現存在」を「時間において規定されたもの」として意識しているが、「あらゆる時間規定は、或る持続的なもの (etwas Beharrliches) を知覚の内に前提している」。(B 275) しかるに「この持続的なものは、私の内なる直観であることはできない。なぜなら、私の内に見い出され得る私の現実存在の全規定根拠は、表象であり、そのようなものとして、それ自身、表象とは別な持続的なものを必要としている。そしてその持続的なものへの関係において、表象の変易が規定され、すなわち表象がそのうちで変易する時間における私の現実存在が規定され得る」。(B XXXIX Amm) それ故、「この持続的なものの知覚は、私の外なるものによってのみ可能であり、私の外なる単なる物の表象によって可能なのではない。時間の内なる私の現実存在の規定はただ、私が私の外に知覚する現実的諸物の実在性を

通じてのみ可能である」。 (B 275~276) つまり、「私自身の現実存在の意識は、同時に、私の外なる他の諸物の現実存在の直接的意識である」。 (B 276) この「論駁」の論点の中心は、統覚による時間規定は、まさに空間的対象の現実存在を前提するということである。さて、以上のことから、①対象が外的触発を通じて与えられること。②統覚のあらゆる時間規定は、空間的対象の現実存在を前提とし、時間関係は、外的直観に即して表象されうること。これらの点での空間の優位性が示された。

他方、対象は外的触発により空間において与えられるが、一切の表象は心性の規定として内感に属し、その形式的制約たる時間において、一定の時間規定のもとで、継起、同時、持続的なものの関係として規定されることにより認識の対象となる故に、時間は「直観一般の形式」である。さて、時間がア・プリオリな直観であることは、前述の「空間の形而上学的究明」において行われたのと同様であるが、異なるのは空間が「*nebeneinander*」(並存)という形式であるのに対し、時間は「*nacheinander*」(先後継起)の形式であることである。この *nacheinander* の形式において、同時、継時存在が表象されるのであるが、時間は「形態にも、位置にも属せず、反対に、我々の内的状態における表象を規定するもの」(B 50)であり、それ自体直接に形態を示しえない故に、類推によって、すなわち時間継起を線によって表象することによって、外的直観に即して表象することによって、時間関係は表象されることは前述の通りである。それ故、先づ内的直観の「形式」としての時間を考察しなければならない。カントは「時間そのものは変化せず、変化するのは、時間のうちにある或るものである」(B 58)と言ひ、「時間の内では変化するもの」と「時間」とを区別して、前者は変易的であり、後者はそれ自体「不変易にして恒常的」(*unwandelbar und bleibend*)としている。(B 183)

それ故、時間規定をうけるべき内的状態の表象の在り方を明らかにしなければならない。

先に「観念論論駁」——内的現象が内的経験となるために、すなわち時間規定が可能になるためには、持続的なものが必要であり、それは私の外なるものに求めねばならない——で見た如く、内的状態として私の内にあるのは時間の内にあることと同一であり、それは空間の内にある持続的なものとしてではなく、表象のたえざる変易として在ることである。「内的知覚における我々の状態の規定に基づく自覚は、単に経験的でありつねに変易的である。内的現象のこのような流れには立ちつゝ止まれる自己 (*stehendes und bleibendes Selbst*)なるものは存しえず、この種の意識は通常内感と呼ばれ、或いは経験的統覚と名づけられる」。(A 107) 「……空間だけが持続的に規定されていて、時間は、従って内感の中にあるすべてはたえず流動する…」。 (B 291) 時間は、私のうちに感性的状態としてあるもののあり方に属し、たえず変ずるものの形式である。*nacheinander* としての時間の形式を明らかにするとは、従って、この変化というあり方を明らかにしなければならない。時間は運動の変化や内的状態の継起からひき出されるものではなく、変化や運動は時間においてのみ可能である。「変化の可能性、すなわち矛盾対当をなす述語を同一客観において結合せしめることの可能性」(B 48)は時間の直

観にもとづく。しかし、それ自体は変化せず、その内にあるものが変化するものとしての時間、今、今何時も今としてそれ自体知覚されない時間において *nacheinander* という形式はいかにして成立するか。ものが時間的に存する在り方を *nacheinander* として性格づける時時間は不可分の連続ではなく区切りのつけられた接続という形をとる。この先後、あるいは継起という結びつき、対立性は相つづく直観的な時間を思惟によって把握する時初めて成り立つ。継起ということは、相つづく部分がそれぞれ区ざられている場合にのみありうる。この区切り、区別することは、印象の継起において時間を区別することは受容的な感性から生ずるのではなく、総合のはたらきによって可能となる。印象の継起から時間はひき出せないが、継起が継起として意識されるためには総合のはたらきを必要とするのである。継起として表象される時間（空間化された時間）は総合のはたらきによるが、それは受容形式としての今、現在という時間が根源的受容性としてア・ブリオリな直観の多様を与えつつ、しかも直観の「形式」として根底に存することによって可能となる。時間は空間において総合を介して表象されることにより時間関係が類推されるが、それは、それ自体純粋な意味で知覚されない、今、現在としての時間が根底に直観の「形式」として存することにより継起という結びつきが可能になるというのである。カントが統覚による内感の触発というのもこのことであり、それによって対象性の地平としての超越論的図式も可能になるのである。他方、あらゆるはたらきをぬきにした感性的なものは空間的なものである。時間のうちに止まるもの、持続するものはなく、それは空間の中に求められる。

我々の経験は必ず時間的なものを含むが、時間的な動くものが動くものとして規定されるためには外なるものがなければならない。時間の経過のうちにおいて立ちつゝ止まる (*stehend- und bleibend*) ものは一方において統覚であるが、カントにあっては統覚は直観を与えない。それ故、統覚の対極として統覚とは異なった仕方でも持続するものは空間的なものである。時間そのものも「不変易にして恒常的」(*unwandelbar und bleibend*) (B 183) といわれるが、どこ迄も受容性の形式である。そして、この「直観の形式」としての今、現在という時間そのものが、我々の認識にあっては「現象における全ての時間規定の基体 (*das Substratum*) であり従って知覚の総合的統一の、つまり経験の、可能性の制約なのである」そして「この持続的なものに即して、時間の内なる一切の現実存在と一切の変易は、恒常的にして持続するものの実存在の様態 (*Modus der Existenz dessen, was bleibt- und beharrt*) としてのみ見なされることができる」。(B 226~227) 時間そのものの諸様態としてのこの「現実存在と変易」とは、同時に空間中の「実体」(*Substanz*) の様態として把握されるのである。以上、時間に関して、それが直観の「形式」であること、認識においてそれがもつ意味が明らかにされた。なお、時間、空間の相関については、経験の類推において更に詳述されよう。

第二章

純粋悟性概念

純粹認識を可能ならしめる他の要素は思惟である。経験に先立ち、経験的認識の先行的理解の地平を形成する純粹認識は、純粹直観と純粹概念の合一によって成立する。純粹直観としての空間、時間は「直観の形式」として、又、同時にそれ自体ア・プリオリな多様として与えられるが、どこまでも「受容性」という性格を免れることはない。それ故に、非感性的、非直観的な思惟能力としての悟性は、対象思惟にかゝわる限り、およそ対象が対象として思惟さるべき根本制約としての純粹概念、すなわちその源泉を経験にくむことなく「もっぱら対象一般を思惟する形式のみを含む」（B 75）概念を自己の内に見い出さねばならない。以下、本章において私は、(i)この純粹悟性概念がどのようにして導出されたかを明らかにし、(ii)この概念の性格を考察したい。先づ、カントはこのような純粹概念を与える純粹悟性を「それ自体で自存自足し、外的に附加されるいかなるものによっても増加されえない統一」（B 90）あるいはより簡潔に「絶対的統一」（B 92）と規定する。悟性をこのように把握することは、しかしながら、その「絶対的統一」というまさにその故に、我々にとっては、我々が把握しうる限りでの悟性の機能としてのみ捕えられうるといわねばならない。この悟性の機能の事実を示すものとして、思惟一般の論理的制約のみを扱う「一般論理学」が存在する。それ故、その起源を対象に帰することなく、しかも対象にア・プリオリに規定的にかゝわる純粹概念を純粹悟性において見い出そうとするならば、先づ、「一般論理学」として捕えられた悟性の機能を、その思惟形式の根源にまで遡り、「絶対的統一」としての悟性を新たな側面から把握し、その機能を明らかにすることによって、すなわち、超越論的論理学として捕え直すことによってでなければならない。従って、「ア・プリオリな概念の可能性を探求せんがために、悟性能力自身の未だ殆んど試みられたことのない分析」（B 90）が必要となる。さて、悟性能力の分析によって、純粹概念はどのようなものとして把握され、どのようにして導出されたか。カントは、先づ悟性による認識を概念による認識とする。悟性は概念を用いて判断することによって対象を認識する。しかし、ここで使用される概念は「可能な判断の述語として、未規定な対象のある表象に関係する」（B 94）概念であり、何らかの思惟の過程をへて、既に形成された概念である。カントは、この概念は「機能」（Funktion）から生ずるといふ。機能の意味を明らかにするために概念の形成を明らかにしなければならない。一般論理学における概念形成では、数多の表象を比較、抽象することによって概念が形成されるが、種々の表象に含まれる限りにおける一つの表象を抽出するこの過程において、この比較、抽象が可能になるためには、数多の表象が、そこにおいて比較、抽象される一つのものが予め先行的にはたらいていなければならない。この概念形成においてはたらく根本作用とは、悟性の自発性に属し「種々の表象を一つの共通な表象のもとに（unter）秩序づける作用の統一性」（B 93）であり、この作用によって表象は概念に形成される。この統一作用はその統一性に導かれ、それと共にはたらくことによって表象を統一する。それ故、この統一性を表象したもののこそ、悟性自身に源泉をもち、ア・プリオリに規定的である純粹概念である。さて、概念を生ずるこの機能、すなわち、諸表象を統一する機能とは判断である。「すべて判断とは、我々の表象間の統一の機能である。すなわち対象が認識されるためには、直接的な表象ではなく、こ

の直接的な表象と多くの表象とを互に包括するより高次の表象が用いられ、多くの可能な認識がこれによって一つの認識へと総括される」。 (B 94) 従って、「判断における統一の機能を完全に示すことができれば、悟性の機能はすべてこれを見出すことができる」。 (B 94) この判断の統一機能は、判断の諸形式として、「我々が判断一般のあらゆる内容を捨象して、もっぱら判断における単なる悟性形式にのみ注意すると、判断における思惟の機能が四つの綱目に分けられ、そのそれぞれが、三つの契機をそのうちに含むことを見出す」。 (B 95) 判断表において見出しされ、それに対応して純粹悟性概念の体系が発見されるのである。以上、絶対的統一としての純粹悟性の判断における統一機能が、形式論理学における判断の論理的機能との対応において、直観における統一機能として把握され直した時、純粹悟性概念、すなわち範疇となるのである。「一つの判断における種々なる表象に統一を与えるのと同じ機能が、一つの直観における種々なる表象の単なる総合にも統一を与えるのであり、この機能は一般的にいえば純粹悟性概念とよばれる」。 (B 104~105)

純粹悟性概念とは、およそ対象認識ということがある限り、対象一般にア・プリオリにかゝわる思惟の根本制約であり、それは直観一般の多様の総合統一の機能である。認識が可能である限り、表象の分析に先立って、先づ表象が与えられていなければならない。この認識が経験的認識に先立つ純粹認識である場合、その表象とはア・プリオリな純粹直観の多様であるが、純粹悟性は、これらの多様の純粹総合にその統一機能である純粹悟性概念（範疇）によって統一を与え、ア・プリオリに対象に關係する対象性の地平を形成すると同時に、他方、判断において表象を統一すべく判断形式を定立するのである。さて、上述の如く、純粹悟性概念の導出と、悟性の同一の作用が、一方ではその形式に関して判断即ち包摂作用として、他方内容に関して概念的統一作用として明らかにされた。純粹悟性概念は、しかし、思惟の形式であるから、純粹認識が可能になるためには、純粹直観を必要とする。純粹直観と合一して純粹認識が可能になることによって純粹悟性概念はその客観的妥当性を得るのである。従って、次に純粹認識の内的構造へと考察を進めねばならない。

第三章

純粹認識の内的構造

対象の触発に依存する感性的直観において、その触発の対象が現象しうるア・プリオリな制約として純粹直観が、他方、思惟の自発性の能力である悟性において、対象一般にア・プリオリにかゝわる純粹悟性概念が、それぞれ見出しされることにより、対象の現実存在に関して産出しえぬ人間理性がなおよくそこから一個の認識を作る」 (B 102) はたらきを必要とする。このはたらきを、カントは「総合」 (Synthesis) とよぶ。この総合一般 (Synthesis überhaupt) に「魂の不可欠であるが盲目的な機能」 (B 104) である構想力 (Einbildungskraft) のはたらきであり、この綜合作用において純粹直観と純粹悟性概念は合

一するのである。従って、①純粹直観の多様、②構想力による多様の綜合、③この純粹綜合に統一を与える純粹悟性概念の三者が、純粹認識を構成する。純粹認識の内的構造を明らかにすると、純粹直観と純粹悟性概念の純粹綜合における合一の可能性を解明することであり、そのために、構想力の綜合の機能、統覚の統一の機能、更に各々の連関及び、純粹直観への各々の関連を究明しなければならない。以下、本章において、(I)「三重の綜合」(die dreifache Synthesis)、次に(II)統覚の統一と純粹悟性概念(範疇)の関係、更に(III)悟性と構想力との関係を考察することによって、純粹認識の内的構造をできるだけ明らかにしたい。

(I)「三重の綜合」。「直観の多様を一つの形像にもたらず(in ein Bild bringen)」(A 120)能力である構想力のはたらきは綜合であるが、カントはこの綜合に「直観における覚知(Apprehension)の綜合」「構想における再生(Reproduktion)の綜合」「概念における再認(Rekognition)の綜合」という三者の綜合の様態を区別し、この三者が自発性として感性の受容性に結合することにより認識が可能になるという。(A 97~98)従って、構想力の綜合の機能を明らかにするために、この覚知—再生—再認の綜合の三様態、並びにそれらの相互関係を考察しなければならない。

第一章において明らかにした如く、受容性としての感性に与えられた表象は、心性の変様として内感に属し「絶えざる変易」(A 107)「絶えざる流動」(B 291)として在り、それ自体何らの統一ももたない表象の多様である。このような表象の多様が綜合統一され、我々の認識の対象、つまり客観が成立するのであるが、これは、内感の形式である時間が、その根底において、それ自体ア・プリオリな多様として綜合統一されて、同時に内感に属する表象の多様を綜合統一すべく、対象性の地平を形成することによって可能となるのである。従って、純粹認識を可能にする純粹綜合とは、純粹直観としての時間が純粹悟性概念を規則としつゝ、構想力の綜合を媒介にして「規則に従うア・プリオリな時間規定」(B 184)としての図式を生ずることによって、經驗的認識の先行的理解の地平を形成することである。

(I)直観における覚知の綜合

時間は「感性がその根源的受容性において提供する」(A 100)多様として与えられるが、それ自体何らの統一ももたない。この「今、現在」としての時間から対象性の地平を形成すべく「直観の統一」(空間表象における如く)(A 99)が生ずるためには、先づ「多様が概観されついでこの多様が総括される(das Durchlaufen der Mannigfaltigkeit und dann die Zusammennehmung)」(A 99)が必要である。すなわち「今、現在」としての各々の時間が可能な意識に関係するものとして、覚知され綜合されねばならない。「けれど、この綜合を欠いては我々は空間の表象も時間の表象も、これをア・プリオリに持つことはできない」。(A 99)

(II)構想における再生の綜合

各々の今における覚知の綜合において、先立つ今が再生されないならば覚知は通覧とはならず、全く脈絡のない今、今……となり直観の統一を生じえない。それ故、覚知の綜合は再生の綜合と

不可分離 (unzertrennlich) である。例えば、「直線の最初の部分、時間の先行部分」(A 102) を再生しないと「全体としての表象」(eine allgemeine Vorstellung) も「空間、時間という最も純粋な、最も根本的な表象も生じえないだろう」。(A 102) 再生の総合は「一つの対象をそれが現存せざる場合にもなお直観において表象する能力である」(B 151) 構想力の作用であるが、この「ア・プリアリな多様の再生」(A 105) にかゝるものが超越論的構想力であり、構想力はこの超越論的機能により、一方でア・プリアリな直観を再生総合しつつ、他方直観を与えることなき統一機能である純粹悟性概念に「それに対応する直観 (eine korrespondierte Anschauung) を与へる」(B 151) ことにより感性与悟性の媒介をなす。

(iii) 概念における再認の総合

しかし再生がなされたとしても「我々が現に思惟しているところのものが、一瞬前に思惟したところと全く同一であるという意識がなければ、表象系列における全ての再生は無意味となるだろう」。(A 103) すなわち覚知された各々の今と、再生された今とが必然的に、かつ同一の系列に属するものとして再認 (Rekognition) されつゝ再生されて、覚知は通覧となり、又再生は全体の表象を与えることができ、対象性の地平をなす一定の時間表象が成立する。従って、覚知の今と再生の今が同一のものとして再認されるためには、予認としてあらかじめ概念が規則として設定されていなければならない。この純粹総合における概念とは、「客観一般を思惟する根本概念」(A 111) としての純粹悟性概念 (範疇) であり、この範疇が、統一の形式的制約として、総合を通して「純粹に、根源的にして不変易的意識」(A 107) としての超越論的統覚に統一性を与える。それ故、「表象の多様の総合における意識の形式的統一」(A 105) とは、すべての認識表象の相関者としての意識の自己同一性 (超越論的統覚) と、判断主語として対象の客観的実在性を与える対象一般の自己同一性 (超越論的对象)、多様を判断の論理機能に規定する判断述語の自己同一性 (範疇) なる三者の自己同一性が相連関して、覚知・再生・再認の総合を通じて \gg Ich denke, S ist P \ll としてはたらくことをいう。「自己同一性の根源的必然的意識は同時に概念すなわち規則に従ったあらゆる現象の総合の同様に必然的な統一の意識である。そしてこの規則は現象を再現可能にするばかりではなく、それによってまた現象の直観に対象を、すなわちそこにおいて現象が必然的に連結するところのあるものの概念を規定するのである」。(A 108) 超越論的統覚のこの総合的統一というア・プリアリな制約によって一切の認識が可能になり、範疇を媒介にして、あらゆる直観における多様を総合統一する原理を、従ってあらゆる経験の形式的総合原理を与える故に、「悟性はそれ自身自然に対する立法者」(A 126) といわれる。しかしながら、この超越論的統覚の総合統一是我々の認識にとって不可欠であるが、非直観的であり。それらが総合統一すべき多様は感性において与えられねばならず、その機能はどこまでも形式的統一にとどまらざるをえない。「主観における多様の統一は総合的である」。(A 106) それ故純粹総合において超越論的構想力は純粹直観就中、時間の多様を総合しつつ、他方超越論的統覚が統一機能として構想力の総合に統一性を与えることにより、構

想力は産出的構想力 (die produktive Einbildungskraft) として、ア・プリアリな時間規定、つまり超越論的図式を産出する。かくて、純粹直観と純粹悟性概念を媒介とする構想力の超越論的機能によって全く異なった能力である両者が必然的に連関し、純粹認識が可能となり「構想力の純粹綜合が必然的統一性を有するという原理は、統覚に先立つ全ての認識の可能根拠である。」(A 118)

以上、「三重の綜合」を通して、明らかになった如く、構想力は純粹綜合において超越論的図式を産出し、純粹認識を可能にしつゝ、直観一般の統一機能である純粹悟性概念を客観に、従って感性的直観に関係せしめるべく実在化 (realisieren) するのである。従って、構想力は図式機能として規定される。

※超越論的对象 (der transzendentale Gegenstand) この概念は、第一版にのみ現われている。この概念は、「対象一般」と同じ意味であり、純粹範疇の対象界と考えられる。カントは「認識に対応する、従ってまた認識と区別された対象」又「それは実にあらゆる我々の認識において常に同一のもの、すなわちXである」(A 109) といっている。前述の如く、三重の綜合において、超越論的統覚、範疇は意識の統一として、覚知、— 再生、— 再認を通じて、初めから作用しているが、統覚は直観を与えず規則の能力 (統一機能) にとどまる。再認の綜合に至って初めて直観の多様が綜合統一され対象が認識されるが、これは同時に範疇に直観内容がもたされたのである。範疇は対象思惟の根本概念としてすべての認識において自己同一的に対象性の地平を与へるべく統一機能としてはたらくが、直観を与へない。直観を与へるのは感性であり、構想力である。それ故、「常に同一なX、」「この対象こそ我々の認識が漫然と思いつきのまゝに規定されることを防止し、ア・プリアリに或る仕方規定されるようにするもの」(A 105) といわれる。再認の綜合において直観が与えられ対象性の地平が成立する故に「超越論的对象という純粹概念は、あらゆる我々の経験的概念一般に対して、対象との関係、すなわち客観的実在性を与えるものをなす」(A 109) といわれる。三重の綜合では、綜合が前面に出ている故に、統覚の統一が最初から作用しているにもかかわらず、再認の綜合によって直観の多様が綜合統一される故、対象性を与へべき範疇の対象界は、非経験的、超越論的对象となる。

(ii) 統覚の統一と純粹悟性概念 (範疇)

人間悟性は、非直観的非感性的であり、表象の多様が直観に与えられることを前提とする有限な悟性である。直観の多様は、空間、時間という直観形式のもとに与えられねばならないが、この多様が我々の認識の対象、つまり客観となるために、多様が綜合統一されねばならない。この結合は悟性のはたらきである。そして又、純粹認識においても純粹悟性は、純粹直観を綜合統一することにより対象性の地平を形成し、すべての経験的認識に先行し、経験を予料すべくはたらくのである。「純粹悟性は範疇としては、あらゆる現象の綜合的統一の法則であり、それによ

て経験をその形式の面から始源的かつ根源的に可能ならしめる」。 (A 128) それ故に、今や「規則の能力」 (das Vermögen der Regeln) (A 126) として特長づけられたこの純粹悟性の可能性は何にもとづくのかを明らかにしなければならない。前述の「三重の綜合」において考察した如く、超越論的統覚、超越論的対象、純粹悟性概念の三者は自己同一性として相關性 (Korrelate) をなし、覚知—再生—再認の綜合を通じ一貫して意識の形式的統一として、純粹綜合における超越論的構想力に対し、その綜合を一ならしむべく統一性として關係する。従って、およそ認識が可能である限り、あらゆる認識の成立に際して対象性成立の根拠をなすこの超越論的統覚の統一性の成立と統一の形式的制約である純粹悟性概念との關係を考察することによって、悟性の可能性と統覚との關係を明らかにしてみたい。

直観に与えられた多様は、それ自体何らの統一ももたず、絶えざる変易として内感に属する。この多様が我々の認識の対象、すなわち客観となるためには、先づその多様が私の表象として意識されねばならない。「我思う (Ich denke)」 (B 131) という意識が伴うことにより内感において定立されるのである。しかも、この「我思う」という意識はすべての多様に伴い、多様を多様として意識しつつも、その多様の意識を通じて自己同一的な意識であり「立ちつゝ止まれる自己」 (stehendes und bleibendes Selbst) (A 107) といわれるものである。かくて、この自我の表象は「自発性の作用」 (ein Aktus der Spontaneität) (B 132) であり、内感の規定としての經驗的統覚 (die empirische Apperzeption) (B 132) から區別され「純粹統覚」 (die reine Apperzeption) (B 132)、又「根源的統覚」 (die ursprüngliche Apperzeption) (B 132) といわれ、すべての多様を「一つの我の表象たらしめ」 (meine Vorstellungen, die eine ausmachen) (B 135) つゝ自己同一性を保つ「普遍的自覚」 (allgemeines Selbstbewußtsein) (B 132) である。すなわち、この統覚の自己同一性は、単に多様を私の表象として意識するだけではなく、一つの表象に他の表象をつけ加え、多を一ならしめるべくはたらく綜合の作用における自己同一性であり、この多様の綜合によってのみ、多様は私にとって客観となり、他方統覚の自己同一性も成立するのである。「わたくしが与えられた多様を一つの意識に結合することができることによるのみ、わたくしがこの表象における意識の自己同一性をみずから表象することができるのであり、換言すれば、統覚の分析的統一は何らかの綜合的統一を前提してのみ可能である」。 (B 133) そして、統覚の表象の多様の綜合は、悟性の統一機能を規則として表象の多様を綜合統一し自己の同一性を意識する。「悟性はそれ自身、ア・プリオリに結合し、与えられた表象の多様を統覚の統一の下に包摂する能力にほかならない」。 (B 135) 直観のあらゆる多様が私にとって客観となるためには、統覚が規則の能力である悟性を介して、多様に即して、多様を綜合統一し、客観を成立させ、自己の同一性を意識する。そして悟性も統一機能 (多様の綜合における) として客観成立の、他方意識の統一成立の媒介をなす。それ故に「統覚が綜合的統一のはたらきをなすという原則はあらゆる悟性使用の最高原理である」。 (B 136) 又、「意識のなす綜合的統一は、したがって、

あらゆる認識の客観的制約であり、客観を認識するわたし自身それが必要であるばかりでなく、わたしにとって客観となるためには、いかなる直観もこの制約に従わなければならない」。(B 138) 従って、超越論的統覚の統一性とその形式的制約である純粹悟性概念の関係とは、純粹悟性概念を介して認識の対象、つまり客観が成立し、他方それと同時に超越論的統覚そのものが成立する。すなわち意識の統一性が成立するのである。それでは、この超越論的統覚が純粹悟性概念を統一機能として直観一般を綜合統一することによって成立する対象とは何であろうか。

純粹悟性は第二章で明らかにした如く、純粹綜合において純粹悟性概念によって多様に統一を与え、他方、判断において表象を統一すべく判断形式を定立するのである。それ故に、超越論的統覚の「我思う」が成立することは、他方、「我思う」の内容として、対象として「A ist P」という判断が成立するのである。超越論的統覚の根源的綜合的統一によって成立した対象とは単なる表象ではなくて判断である。すなわち、超越論的統覚 (Ich denke) の内容が純粹悟性概念を通じて $\gg A \text{ ist } P \ll$ として、対象として自覚されるということである。このことは $\gg A \text{ ist } P \ll$ の $\gg \text{ist} \ll$ が、単なる主観的統一の意味ではなく、かえって、与えられた表象の客観的統一、つまり根源的統覚に対する関係を示し、表象の必然的統一を示すものであることを表わしている。(B 142) この超越論的統覚に対して客観として定立された $\gg A \text{ ist } P \ll$ という判断こそ、あらゆる直観の多様が綜合統一され我々の認識の対象、つまり客観となるべく対象性の地平を与える「ア・プリオリな綜合判断」であり、又、この判断を命題化した原則 (Gumdsatz) — すべての多様が主観に対する客観として定立される根拠 (Grund) を与えるもの — である。それ故、超越論的統覚の根源的綜合的統一、すなわち $\gg \text{Ich denke } A \text{ ist } P \ll$ は「そこから認識の成りたちうるかぎりのあらゆる表象を客観的に規定する原理そのすべてが統覚の統一の原則から導き出されるところの原理」(B 142) を与え、あらゆる経験的認識の先行的理解の地平を形成するので、悟性に関する最高原則といわれる。以上悟性の可能性は統覚の綜合統一において明らかにされた。

しかし人間悟性は思惟しうるのみで直観することなき有限な悟性である。純粹悟性概念をその形式的制約としてなされたこの超越論的統覚の根源的綜合的統一に直観一般の多様にかゝり、「悟性綜合」(synthesis intellectus) (B 151) といわれるものであり「……単に統覚の統一に関係し、それによって、悟性にもとづくかぎりのア・プリオリな認識の可能性の根拠をなし、従って、超越論的であるばかりでなく、まったく純粹に知的でもあった」。(B 150) それ故、この悟性綜合は、産出的構想力に媒介された「形像的綜合」(synthesis speciosa) に作用することによってのみ、換言すれば、内的直観の形式たる時間に関係して、はじめて純粹認識は可能になる。

以上(i)(ii)の考察から構想力を図式的能力、純粹悟性を概念的能力 (das Vermögen der Begriffe) (A 126) と規定できよう。最後にこの構想力と悟性の関係を考察することによって、純粹認識の内的構造を明らかにして、本章を閉じたい。

(iii) 構想力と悟性

① 悟性の構想力への作用

カントは悟性を概念の能力 (das Vermögen der Begriffe) 判断の能力 (das Vermögen der Urtheile)、更に規則の能力 (das Vermögen der Regeln) (A 126) 等として規定する。悟性はそのような能力として自然に法則を与えるのである。さて、悟性は構想力 — それ自体不可欠ではあるが魂の盲目的 (blind) な機能 (B 103) — に対しては規則の能力としてはたらく。「…ア・プリオリに規則ほもとづいている構想力の総合……」。(A 123) すなわち、悟性は純粹悟性概念として統覚の統一機能としてはたらくことによって構想力に規則を与え、それに客観性を与える。「構想力の総合への関係における統覚の統一が悟性である」(A 119) 「統覚こそ、構想力の機能を知性的にするために構想力につけ加わらなければならない所以のものである」。(A 124) このように直観が与えられるべく、構想力が作用する場合には、それに統一性を与へる悟性は構想力に対して規定的であり、最も根源的であろう。カントが統覚の総合統一の原則を最高原則とするのも (A 112) この方向からすれば当然といえる。

② 構想力の悟性への作用

しかしながら悟性と構想力の関係はかくの如く一方的ではない。構想力は悟性に対して独自の機能をもつ。悟性が規則の能力と規定されるなら、構想力は図式的能力といえよう。では図式的能力としての構想力の独自性とは何か。それは先づ「純粹悟性概念にそれに対応する直観 (eigene korrespondierende Anschauung) を与える」(B 151) ところにある。単なる純粹悟性概念は判断の論理機能として知性的であるが、直観することはできない。かかる論理的機能に止まる範疇に直観的性格を与え「純粹悟性概念に客観への関係を与え、従って意義 Bedeutung を附与する。」(B 185) ものこそ時間の純粹直観を素材とする図式であり、「図式が初めて範疇を実在化 realisieren する」(B 185) のである。それ故に、図式的能力としての構想力の意義は「純粹悟性概念に対し、それに対応する直観を与える」ことにある。しかし、構想力の総合は「何らかの普遍概念に従い (einem allgemeinen - Begriffe gemäß) 」(B 180) てなされる総合である故に、直観を与える点に独自性はあるにしても、結局範疇にもとづく故に創造性はないといわねばならない。構想力の総合の単なる範疇的综合 — synthesis figurlich (speciosa) と synthesis intellectualis — と異なる独自性はどこにあるのだろうか。次にカントは構想力を「対象を対象が現存しない場合にも (auch ohne dessen Gegenwart) 直観において表象する能力」(B 151) と定義している。この定義は、「三重の総合」の再認の総合を経験的構想力の問題から始める如く、記憶、連想等における再生的構想力 (reproduktive Einbildungskraft) (B 152) にもとづいて作られものである。しかし、それは、純粹総合において、すなわち超越論的構想力 (産出的構想力) に適用された時、構想力の独自性を示すのである。もちろん、その場合も構想力は「規則に従える」総合をならし、又純粹直観としての時間を素材として有つが、しかし「対象が現存しない場合にも」という意味が全く異なる

のであり、反対になるのである。経験的な再生的構想力にあっては、直観において再生される対象は既に過去のものとなった対象である。それに対し、超越論的な生産的構想力にあっては、現存しない対象は過去になった対象ではなく、未だ対象となっていない対象、未来に属する対象であり、そのような対象が我々の対象となる地平を形成することが超越論的図式である。その場合の規則はもちろん範疇である。生産的構想力も純粹悟性を離れてはその作用を発揮できないのである。しかし純粹に論理的であるが故に超時間的な純粹悟性に未だ現存しない対象を予料すべき地平を与へるのは生産的構想力の機能である。「三重の綜合」において構想力は再生的であり、統覚は再認的であるといわれている。すなわち「感性は現象を経験的に知覚において表象し、構想力は連想（再生）において表象し、統覚はこの再生される表象が現象と同一であるとの経験的意識、従って再認において表象する」。(A 115)と述べられている。超越論的統覚においてこの再認とは、予料的に産出されていた未来的表象が統覚の統一と合することが再認、つまり、それが現象と合致し、对象的であることが再認されるのである。この対象が現われる地平を可能にするのが産出的構想力独自の機能である。以上、構想力と悟性の関係を以下のようにまとめることができる。悟性は構想力に規則を与え、構想力を規制する。他方構想力は図式機能として、対象が未だ現われていない時、それが現象すべき地平を予め規定すると。かくの如く、悟性と構想力は互いに協同してはたらくことにより判断力 *Urteilskraft* の規準として経験を予料するのである。

以上、「三重の綜合」「統覚の統一と純粹悟性概念」「構想力と悟性」の考察を通して純粹認識の内的構造を明らかにした。簡単にまとめておきたい。

対象の現実存在を産出しえず、どこ迄も対象が与えられねばならない有限な人間理性にとって、その対象が我々の認識の対象、つまり客観となるためには、我々の認識構造において、その対象性に関してア・プリオリに先行的理解の地平を形成する構造がなければならない。これを明らかにするのが中心課題であった。純粹認識の要素として純粹直観と純粹悟性概念、認識能力として感官、構想力、統覚の三つがある。先づ、外的触発により対象が与えられねばならない。感官はこの触発により純粹直観を与える。この純粹直観とは認識に関して直観一般の形式たる時間である。

この時間は、又同時にア・プリオリな直観の多様として、それ自体何らの統一性ももたない。この直観の多様を綜合して対象性の地平、つまり超越論的時間規定（図式）を形成すべくはたらくのが構想力である。それ故、この構想力の綜合一般の能力であり、図式機能として規定される。この綜合はア・プリオリに行われるが感性的なる故に統一を必要とする。他方、純粹悟性概念は、対象一般の概念であり、直観一般の統一機能であり、超越論的統覚の論理的契機として、統覚の根源的綜合的統一の形式的制約をなすがそれにとどまる。範疇を論理的契機とする統覚の直観一般における根源的綜合的統一は \gg Ich denke, A ist p \ll として意識の自己同一性を保ちつゝ、 \gg A ist P \ll として「ア・プリオリな綜合判断」（それを命題化した原則）を定立するが、これは「悟性綜合」（*synthesis intellectus*）とよばれ、知的で統覚の統一に

のみ関係する。超越論的統覚は「意識一般」(Bewußtsein überhaupt) (B 143) 「普遍的なる自覚」(ein allgemeines Selbstbewußtsein) (B 132)として、悟性的なるものと感性的なるもの、範疇と構想力の全体に作用する。従って、産出的構想力によるア・プリオリな直観の総合である「形象的総合」(synthesis speciosa) (B 151)と「悟性総合」の2つが純粋認識の可能性をなす。すなわち産出的構想力と超越論的統覚の関係が明らかにならねばならない。前者は後者によって統一を与えられねばならず、後者は前者により感性的直観を与えられねばならない。認識においては、超越論的統覚は最初から統一を与えつつ産出的構想力に作用している。構想力の総合は継起的である故に、「三重の総合」では再認の総合において初めて認識の対象が成立したが、「我々の認識が漫然と思いつきのまゝに規定されるのを防止し、ア・プリオリに或る仕方規定されるようにするもの」(A 104)としての「超越論的对象=X」として、構想力に統一を与えつつ作用しているのである。すなわち直観から概念の方向も、概念から直観への方向も同時に成立しており、この2つを媒介するものが産出的構想力なのである。以下、第四章「純粋図式と純粋悟性原則の体系」は次号において考察したい。

(未完)

〔哲学(西哲史) 修士課程2回生〕